

愛媛県漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県漁港管理条例 昭和33年3月28日 条例第10号</p> <p>(入出港届)</p> <p>第15条 船舶は、漁港に入港したとき、又は出港しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、漁港を根拠とする30トン未満の漁船(一国の港と他の国の港との間の航海に従事する漁船を除く。以下同じ。)及び監視船その他公務に従事する船舶は、この限りでない。</p> <p>2 漁港を根拠とする30トン未満の漁船は、毎月漁港入出港状況を知事に報告しなければならない。</p>	<p>愛媛県漁港管理条例 昭和33年3月28日 条例第10号</p> <p>(入出港届)</p> <p>第15条 船舶は、漁港に入港したとき、又は出港しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、漁港を根拠とする30トン未満の漁船 及び監視船その他公務に従事する船舶は、この限りでない。</p> <p>2 漁港を根拠とする30トン未満の漁船は、毎月漁港入出港状況を知事に報告しなければならない。</p>